

大阪国際がんセンターにおける公的研究費等の不正使用防止対策の基本方針

平成 27 年 1 月 23 日 最高管理責任者決定

平成 29 年 3 月 25 日 改正

平成 30 年 11 月 1 日 改正

令和元年 4 月 1 日 改正

令和 3 年 9 月 1 日 改正

「大阪国際がんセンターにおける公的研究費等の取扱いに関する規程」第 3 条第 2 項に掲げる不正使用防止対策の基本方針を以下のように定める。競争的研究費等については、その原資の大部分が貴重な税金であることから、不正使用防止計画を別に定め、特に適正に運営・管理を行う。また、不正使用防止対策に関する責任体系をセンター内外に公表する。

1. 競争的研究費等の不正使用防止対策に関する責任体系は別表のとおり定め、センター内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制整備を図る。
3. 不正使用を誘発させる要因に対応した具体的な競争的研究費等の不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実に継続的に実施する。
4. 適正な予算執行ができるよう、実効性のあるチェックシステムを構築し、公的研究費等の適正な運営・管理を行う。
5. 公的研究費等の使用ルール等を適切に情報共有・共通理解できる環境を整備する。
6. 公的研究費等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

(別表)

大阪国際がんセンターにおける競争的研究費等の運営・管理の責任体系

○最高管理責任者	総長	
○統括管理責任者	臨床研究管理センター所長	
○コンプライアンス推進責任者	病院長 がん対策センター所長 研究所長 次世代がん医療開発センター所長 事務局長	
○コンプライアンス推進副責任者	所 属	職 名
	病院	副院長 看護部長 薬局長
	がん対策センター	—
	研究所	—
	次世代がん医療 開発センター	—
	事務局	—
○不正使用防止計画推進部署	臨床研究管理センター 研究管理室	
○研究費管理部署	臨床研究管理センター 科研費担当	